

平成13年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号  
株式会社 ガ ー ラ  
代表取締役社長 菊川 暁

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討賜り、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成13年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目27番10号  
渋谷区役所 新橋区民会館4F 大会場  
（末尾の会場案内図をご参照下さい）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第8期（自平成12年4月1日 至平成13年3月31日）営業報告書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第8期（自平成12年4月1日 至平成13年3月31日）貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（17頁から21頁まで）に記載のとおりであります。  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(自 平成12年4月1日)  
(至 平成13年3月31日)

### 1. 営業の概況

#### (1) 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、輸出拡大に伴う企業収益の回復と設備投資の拡大により上半期は堅調に推移したものの、個人消費は回復感に乏しい状況が続き、下半期以降は海外経済の減速を受けた輸出の落込みにより、企業の業況感も製造業を中心に悪化するなど調整局面を迎えております。

当社の属するインターネット関連業界は、国内インターネット利用者数が平成13年3月時点でiモードなどのインターネット接続できる携帯電話による推計利用者を含め3,118万人に達し(ネットレイティングス株式会社発表「インターネット基礎調査」)、人口に対する普及率は25.1%となりました。また、インターネットの普及により、ネット上の情報収集の重要性に対する認識が高まり、企業のウェブマーケティングに対するニーズが拡大しております。更に、情報集積の場として多くの生活者が情報交換を行う電子コミュニティへの注目も高まっており、当社の提供するサービスに対する需要も顕在化してまいりました。

このような状況のもと、当社ではビジネスドメインをコミュニティ関連事業に集中し、活動してまいりました。前期にコミュニティ運営から生み出されたオプトインメール事業、コミュニティツールASP事業、データマイニング事業といった事業は当期において順調に立ち上がり、各事業でクライアントを開拓しながら、サービス内容や供給体制の改善を進めました。また、当期は変化の激しいインターネット関連業界において短期間でビジネスを確立するために、提携戦略を積極的に推進した結果、各事業での事業基盤が確立し、コミュニティ関連事業の売上高は、777,089千円となりました。

その他システム開発、ホームページ制作事業は平成12年3月1日に、同事業を株式会社ガーラウェブに営業譲渡したため、売上高は6,846千円に減少しました。その他広告制作事業はインターネット関連事業に特化するため、中止いたしました。

以上の結果、売上高783,936千円、営業利益48,879千円、新株発行費26,003千円等の営業外損益を加味して経常利益25,468千円、当期利益11,339千円となりました。

なお、前期に関しましては、決算期変更に伴う7ヶ月決算であるため、当期の業績につきましては、前期との比較は行っておりません。

また、上記金額に消費税等は含まれておりません。

最後に、当社株式は、平成12年8月22日付にて大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に上場させていただくことができました。株式の公開につきまして御礼申し上げるとともに、今後ともご指導・ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分                                  |                | 第7期<br>(自平成11年9月1日)<br>(至平成12年3月31日) |       | 第8期<br>(自平成12年4月1日)<br>(至平成13年3月31日) |       |
|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|
|                                      |                | 売上高                                  | 構成比率  | 売上高                                  | 構成比率  |
| コ<br>ミ<br>ュ<br>ニ<br>テ<br>イ<br>関<br>連 | オプトインメール事業     | 21,228                               | 10.0% | 335,275                              | 42.8% |
|                                      | コミュニティツールASP事業 | 8,983                                | 4.3   | 142,046                              | 18.1  |
|                                      | コミュニティ供給事業     | 44,270                               | 20.9  | 110,091                              | 14.0  |
|                                      | データマイニング事業     | 16,850                               | 8.0   | 97,879                               | 12.5  |
|                                      | その他広告等の事業      | 27,378                               | 13.0  | 91,796                               | 11.7  |
| コミュニティ関連小計                           |                | 118,710                              | 56.2  | 777,089                              | 99.1  |
| その他システム開発、<br>ホームページ制作など             |                | 72,604                               | 34.3  | 6,846                                | 0.9   |
| インターネット関連事業計                         |                | 191,314                              | 90.5  | 783,936                              | 100.0 |
| その他広告制作事業等                           |                | 20,170                               | 9.5   | —                                    | —     |
| 合 計                                  |                | 211,484                              | 100.0 | 783,936                              | 100.0 |

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期は7ヶ月決算であるため、前期との比較は記載していません。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、総額で230,719千円であり、内訳はソフトウェア172,382千円、サーバー44,608千円、パソコン7,620千円等であります。

## (3) 資金調達の状況

平成12年8月21日を払込期日とする公募増資を実施し、無額面普通株式1,000株を発行し、558,000千円の資金調達を行いました。

#### (4) 営業成績および財産の状況の推移

|                           | 第 4 期     | 第 5 期     | 第 6 期      | 第 7 期      | 第 8 期      |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 売上高(千円)                   | 186,256   | 202,220   | 285,544    | 211,484    | 783,936    |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)     | △1,230    | 845       | 4,993      | 6,527      | 25,468     |
| 当期利益又は<br>当期損失(△)(千円)     | △1,528    | 737       | 1,642      | 697        | 11,339     |
| 1株当たり当期利益<br>又は当期損失(△)(円) | △4,517.11 | 1,843.96  | 4,043.76   | 391.35     | 1,144.72   |
| 総資産(千円)                   | 57,271    | 76,207    | 251,535    | 580,945    | 1,248,537  |
| 純資産(千円)                   | 18,565    | 19,303    | 131,397    | 481,094    | 1,050,434  |
| 1株当たり純資産(円)               | 46,413.91 | 48,257.71 | 298,629.78 | 155,342.14 | 102,073.09 |

- (注) 1. 第7期は決算期変更に伴い、平成11年9月1日から平成12年3月31日までの7ヶ月決算となっております。
2. 1株当たり当期利益または当期損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
平成12年2月9日付で1株を4株に分割いたしました。第7期の1株当たり当期利益は期中における株式分割を期首に遡って平均株式数を計算し、算出しております。  
また、平成12年6月11日付で1株を3株に分割いたしました。第8期の1株当たり当期利益は期中における株式分割を期首に遡って平均株式数を計算し、算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出したものであります。
4. 当期における総資産および純資産の増加は、平成12年8月22日付で大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に上場した際における新株式の発行（発行株式数1,000株、払込金額の合計558,000千円）によるものであります。

#### (5) 会社が対処すべき課題

当社は、インターネットの急速な普及に伴い、インターネット関連業界において、早期にブランドと地位を確立することを当面の課題と認識しており、特に下記項目の改善・強化に向けて取り組んでおります。

##### ① 各事業の品質・機能の改善・強化

当社が展開する事業の多くは、当期より本格的に事業化されたものであり、これまでにない事業であることから、新規性・独自性の高い事業である点に特徴があります。従いまして、各事業の市場を開拓し、当社における業態・業績を安定させるためには、その運営を通じてノウハウを蓄積し、またクライアント・ユーザーから当社のサービスに対する評価の声を積極的に頂き、より良い品質・機能を生

み出すことを常に実践する必要があります。当期においては、データマイニング事業におけるe-マイニングについて、メールのみの報告機能に加えて、WEB上での閲覧を可能とし、編集機能を更に充実させるべくバージョンアップを行ったこと等が実績としてあげられます。今後も当社は、各事業における品質・機能の改善・強化を随時行う予定であります。

## ② 新規事業の展開

インターネット関連業界において、今後更に当社の優位性を高めるには現状の事業に加え、当社の顧客層にとって、より魅力的な新たなサービスを提供する必要があります。また、各事業間のシナジー効果を追求することで、生産性の向上および規模の拡大並びに収益力の強化に努めます。

当社は今後コミュニティの生活者と企業を繋ぐ「ワーズナビ」やインターネットを活用したマーケティングリサーチを本格的に行うオンラインリサーチサービス等を展開する予定です。また、各事業のモバイル向けサービスの展開やブロードバンド時代に対応したサービスの開発にも着手する予定であります。

## ③ 事業提携の促進

情報通信技術の急激な革新に伴い、技術力の補完・強化や経営資源活用の効率化を模索して、これまでにない事業提携（業務レベルの提携を含む）が業界の垣根を越え世界規模で発生しています。当社が属するインターネット関連業界においても、更なる競争の激化、事業提携が加速することが予測されます。当社は現在オプトインメール事業と自社で運営するコミュニティサイト「ガーラフレンド」において、事業提携を促進しておりますが、今後も更に促進・強化することで、市場の開拓、業績の向上を図る予定です。

## ④ 人材の確保と組織体制の整備

事業規模の拡大に伴い、適切かつ十分な人的・組織的対応を行うため、導入済のインセンティブプランを活用する等して、優秀な人材の確保と組織体制の整備に努めます。

## 2. 会社の概況（平成13年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つコミュニティサイトの構築・運営およびその関連サービスを主な事業としており、サービス内容は次のとおりであります。

#### ① オプトインメール事業

ユーザーが特定ジャンルに関する企業のメール配信を自ら許可して登録するダイレクトメールサービス。ユーザーが欲しい情報を登録するシステムのため、レスポンス率の高いターゲティングが可能です。

#### ② コミュニティツールASP事業

コミュニティサイトを安全に運営するために必要な各種業務ソフトを提供するサービスです。

#### ③ コミュニティ供給事業

コミュニティサイトに関連して、独自に有する技術とノウハウを活用し、企業のコミュニティ構築・運営を受託支援しています。

#### ④ データマイニング事業

コミュニティの会員を対象とした深く詳細な分析と、インターネット全体を対象とした広範囲なデータ収集を組み合わせることにより、企業に対して有益なマーケティング情報を提供しています。

#### ⑤ その他広告等の事業

主として「ガーラフレンド」を媒体として、バナー広告やメールマガジン広告等を提供するサービスです。

### (2) 主要な事業所

本社：東京都渋谷区

（ご参考）

平成13年4月1日付をもって、業容拡大に伴い本社事務所を下記に移転いたしました。

（旧）渋谷区東三丁目25番11号 TANGO33ビル3F

（新）渋谷区広尾一丁目1番39号

恵比寿プライムスクエアタワー5F

### (3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 37,164株

② 発行済株式の総数 10,291株

(注) 当期中の増加

平成12年8月22日付の大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場上場に伴う公募増資により、1,000株の増資を実施いたしました。これにより発行済株式の総数は10,291株となり、資本金は606,500千円となりました。

③ 株 主 数 547名(前期末比518名増)

④ 大 株 主

| 株 主 名               | 当社への出資状況 |        | 当社の大株主への出資状況 |      |
|---------------------|----------|--------|--------------|------|
|                     | 持 株 数    | 持株比率   | 持 株 数        | 持株比率 |
| 菊 川 暁               | 6,872株   | 66.77% | —株           | —%   |
| 村 本 理 恵 子           | 567      | 5.50   | —            | —    |
| 川 手 広 樹             | 431      | 4.18   | —            | —    |
| 菊 川 匡               | 240      | 2.33   | —            | —    |
| ジャフコ・エル壺号投資事業有限責任組合 | 123      | 1.19   | —            | —    |
| ジャフコ・ジー7(エー)号投資事業組合 | 115      | 1.11   | —            | —    |
| ジャフコ・ジー7(ビー)号投資事業組合 | 115      | 1.11   | —            | —    |
| 株 式 会 社 ジャ フ コ      | 99       | 0.96   | —            | —    |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)     | 92       | 0.89   | —            | —    |
| 東洋信託銀行株式会社(信託勘定A口)  | 71       | 0.68   | —            | —    |

### (4) 従業員の状況

| 区 分     | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 男 子     | 24名  | 17名増   | 29.49歳 | 0.68年  |
| 女 子     | 10   | 7名増    | 31.02  | 1.04   |
| 合計または平均 | 34   | 24名増   | 29.94  | 0.79   |

(注) 1. 従業員が前期に比較して増加しているのは、営業部門および管理部門の強化を目的として、中途採用を行ったことによるものであります。

2. 従業員数には、契約社員5名およびアルバイト20名は含まれておりません。



## (5) 主要な借入先

| 借入先        | 借入残高     | 借入先が有する当社株式(持株比率) |
|------------|----------|-------------------|
| 株式会社新潟中央銀行 | 38,525千円 | 千株<br>—<br>%      |
|            |          | (—)               |

(注) 株式会社新潟中央銀行は、株式会社東日本銀行をはじめとした6行に対して、平成13年5月14日付をもって営業譲渡を実施しております。従いまして借入先については同日をもって株式会社東日本銀行に移管しております。

## (6) 重要な企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金      | 当社持株比率 | 主要な事業内容               |
|----------------|----------|--------|-----------------------|
| 株式会社<br>ガーラウェブ | 60,000千円 | 100%   | ・ウェブ構築事業<br>・システム開発事業 |

### ② 重要な関連会社の状況

| 会社名                        | 資本金         | 当社持株比率 | 主要な事業内容                        |
|----------------------------|-------------|--------|--------------------------------|
| GALA KOREA<br>INCORPORATED | 600,000千ウォン | 39%    | 韓国におけるサイバ<br>ーコップスの開発お<br>よび販売 |

### ③ 企業結合の経過

当社は、韓国におけるサイバーコップスの開発および販売を目的として平成12年12月27日にGALA KOREA INCORPORATEDを現地企業と合弁にて設立いたしました。

### ④ 企業結合の成果

連結対象子会社は1社、持分法適用関連会社は1社であります。

当期の連結売上高は866,760千円、連結当期純利益は24,210千円となりました。

## (7) 取締役および監査役

| 地 位     | 氏 名            | 会社における担当または主な職業       |
|---------|----------------|-----------------------|
| 取締役会長   | 村 本 理恵子        | 経営全般およびシステム部管掌        |
| 代表取締役社長 | 菊 川 暁          |                       |
| 取 締 役   | 斉 藤 雅 晃        | コミュニティOEM事業部長         |
| 取 締 役   | 殿 木 和 彦        | 管理本部長                 |
| 取 締 役   | 河 野 龍 太        | マーケティング事業部長           |
| 取 締 役   | 小 川 淳          | メディア事業部長              |
| 取 締 役   | 川 手 広 樹        | 株式会社ガーラウェブ代表取締役       |
| 取 締 役   | ジョナサン・ヘンドリックセン | バリュークリックジャパン株式会社代表取締役 |
| 常勤監査役   | 田 中 最代治        |                       |
| 監 査 役   | 江 原 淳          | 専修大学商学部教授             |

(注) 当期中の取締役および監査役の異動

1. 取締役河野龍太氏、取締役小川 淳氏、取締役ジョナサン・ヘンドリックセン氏、および監査役江原 淳氏は、平成12年6月9日開催の第7回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成13年2月21日開催の取締役会決議に基づき、平成13年3月31日付をもって代表取締役会長であった村本理恵子は代表権のない取締役会長に異動いたしました。
3. 監査役江原 淳氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(ご参考)

平成13年4月1日付で以下のとおり担当の異動がありました。

| 氏 名     | 変 更 前          | 変 更 後                  |
|---------|----------------|------------------------|
| 村 本 理恵子 | 経営全般およびシステム部管掌 | 経営全般および新規事業開発部門管掌      |
| 斉 藤 雅 晃 | コミュニティOEM事業部長  | コミュニティOEM事業部およびシステム部管掌 |

## (8) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません

(本営業報告書中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

## 貸借対照表

(平成13年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|---------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>資産の部</b>   |                  | <b>負債の部</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>   | <b>737,141</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>175,381</b>   |
| 現金および預金       | 486,920          | 買掛金            | 59,071           |
| 受取手形          | 40,320           | 1年内返済予定長期借入金   | 15,804           |
| 売掛金           | 177,547          | 未払金            | 66,080           |
| 1年内返済予定長期貸付金  | 8,680            | 未払費用           | 5,761            |
| 前払費用          | 12,090           | 未払法人税等         | 13,353           |
| 繰延税金資産        | 3,668            | 未払消費税等         | 69               |
| その他           | 8,159            | 前受金            | 315              |
| 貸倒引当金         | △246             | 預り金            | 1,758            |
| <b>固定資産</b>   | <b>511,395</b>   | 賞与引当金          | 13,094           |
| <b>有形固定資産</b> | <b>60,116</b>    | その他            | 73               |
| 建物            | 101              | <b>固定負債</b>    | <b>22,721</b>    |
| 車両運搬具         | 180              | 長期借入金          | 22,721           |
| 器具および備品       | 59,834           |                |                  |
| <b>無形固定資産</b> | <b>190,098</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>198,102</b>   |
| 営業権           | 7,500            | <b>資本の部</b>    |                  |
| 特許権           | 769              | <b>資本金</b>     | <b>606,500</b>   |
| 商標権           | 2,315            | <b>法定準備金</b>   | <b>430,500</b>   |
| ソフトウェア        | 178,772          | 資本準備金          | 430,500          |
| 電話加入権         | 741              | <b>剰余金</b>     | <b>13,434</b>    |
| <b>投資等</b>    | <b>261,180</b>   | 当期末処分利益        | 13,434           |
| 投資有価証券        | 87,066           | (うち当期利益)       | (11,339)         |
| 子会社株式         | 60,000           |                |                  |
| 長期貸付金         | 2,965            | <b>資本合計</b>    | <b>1,050,434</b> |
| 長期前払費用        | 45,289           |                |                  |
| 繰延税金資産        | 491              | <b>負債・資本合計</b> | <b>1,248,537</b> |
| 保証金           | 65,381           |                |                  |
| 貸倒引当金         | △13              |                |                  |
| <b>資産合計</b>   | <b>1,248,537</b> |                |                  |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 損 益 計 算 書

(自 平成12年4月1日)  
(至 平成13年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目              |                | 金             | 額             |
|------------------|----------------|---------------|---------------|
| 経<br>常           | 営業<br>損益の部     | 営業収益<br>売上高   | 783,936       |
|                  |                | 営業費用<br>売上原価  | 250,459       |
|                  |                | 販売費及び一般管理費    | 484,597       |
|                  |                | <b>営業利益</b>   | <b>48,879</b> |
| 損<br>益<br>の<br>部 | 営業<br>外損益の部    | 営業外収益         |               |
|                  |                | 受取利息          | 975           |
|                  |                | 受取賃借料         | 1,820         |
|                  |                | 受取手数料         | 1,250         |
|                  |                | 雑収入           | 381           |
|                  |                | 営業外費用         |               |
|                  |                | 支払利息          | 1,834         |
|                  | 新株発行費          | 26,003        |               |
|                  | <b>経常利益</b>    | <b>25,468</b> |               |
| 特別<br>損益の部       | 特別損失<br>その他    | 760           | 760           |
|                  | <b>税引前当期利益</b> |               | <b>24,708</b> |
|                  | 法人税、住民税及び事業税   |               | 15,577        |
|                  | 法人税等調整額        |               | △2,209        |
|                  | <b>当期利益</b>    |               | <b>11,339</b> |
|                  | 前期繰越利益         |               | 2,094         |
|                  | <b>当期末処分利益</b> |               | <b>13,434</b> |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 注 記

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券……………移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産……………定率法
    - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
    - 器具および備品 5～15年
  - 無形固定資産……………定額法
    - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
    - また、営業権は商法に規定する5年間で均等償却しております。
  - 長期前払費用……………定額法
3. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. 繰延資産の処理方法
  - 新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
5. リース取引の処理方法
  - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。
6. 消費税等の会計処理
  - 税抜方式によっております。

## 貸借対照表注記

|                                                     |           |
|-----------------------------------------------------|-----------|
| 1. 授權株式数及び発行済株式総数                                   |           |
| 授 権 株 数                                             | 37,164株   |
| 発行済株式総数                                             | 10,291株   |
| 2. 子会社に対する金銭債権・債務                                   |           |
| 短期金銭債権                                              | 8,942千円   |
| 長期     〃                                            | 2,965千円   |
| 短期金銭債務                                              | 13,195千円  |
| 3. リース契約により使用する固定資産                                 |           |
| 貸借対照表に計上している固定資産の他、サーバー等一部の設備についてはリース契約により使用しております。 |           |
| 4. 1株当たり当期利益                                        | 1,144円72銭 |

## 損益計算書注記

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 |           |
| 広 告 宣 伝 費                 | 107,709千円 |
| 給 料 手 当                   | 89,503千円  |
| 役 員 報 酬                   | 79,041千円  |
| 地 代 家 賃                   | 36,261千円  |
| 減 価 償 却 費                 | 20,277千円  |
| 賞与引当金繰入                   | 3,784千円   |
| 営 業 権 償 却                 | 2,500千円   |
| 長期前払費用償却                  | 2,192千円   |
| 貸倒引当金繰入                   | 259千円     |
| 販売費に属する費用のおおよその割合         | 58%       |
| 一般管理費に属する費用のおおよその割合       | 42%       |
| 2. 子会社との取引高               |           |
| 営 業 収 益                   | 686千円     |
| 営 業 費 用                   | 38,031千円  |
| 営業取引以外の取引高                | 37,400千円  |

## 税効果関係

繰延資産の発生 of 主な原因別の内訳

(単位：千円)

|              |       |
|--------------|-------|
| 繰延税金資産（流動）   |       |
| 賞与引当金        | 2,430 |
| 未払事業税        | 1,112 |
| 貸 倒 損 失      | 126   |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 3,668 |
| 繰延税金資産（固定）   |       |
| 減価償却費        | 491   |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 491   |
| 繰延税金資産合計     | 4,160 |

## 利益処分案

(単位：円)

| 摘 要              | 金 額        |
|------------------|------------|
| 当 期 未 処 分 利 益    | 13,434,214 |
| これを次のとおり処分いたします。 |            |
| 次 期 繰 越 利 益      | 13,434,214 |

# 監査役の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

平成13年 5月25日

株式会社 ガーラ

代表取締役社長 菊 川 曉 殿

監査役（常勤）田 中 最代治 ㊟

監査役 江 原 淳 ㊟

私たちは、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第8期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (7) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

以 上

以 上



## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社 ガ ー ラ  
代表取締役社長 菊川 暁
2. 議決権を有する株主が有する株式の総数 10,291株
3. 議案および参考事項

**第1号議案** 第8期（自平成12年4月1日 至平成13年3月31日）貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（11頁から15頁まで）に記載のとおりであります。当期の利益処分につきましては、内部留保の充実により企業体質の強化と事業の拡大を図るため、当期末処分利益を全額次期繰越利益とさせていただきたくお願い申し上げます。また、第8期の営業の状況につきましては、添付書類（2頁から10頁まで）をご参照下さい。

**第2号議案** 定款一部変更の件

1. 変更の趣旨および目的

- (1) 平成12年8月22日付の大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場上場に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づく株券等の保管振替制度への参加に当社も同意いたしました。

これに伴い「実質株主」および「実質株主名簿」に関わる事項が新たに加わることになりましたので、現行定款について所要の変更を行うものであります。

- (2) 当社は、平成12年8月に実施した公募増資により資本の額が5億円以上となりましたので、平成13年4月1日から始まる第9期営業年度から、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が適用されることとなり、第5章に監査役会に関する事項を追加し、所要の変更を行うものであります。
- (3) 未払の配当金および中間配当金には利息をつけないことを明確にするものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数の変更を行うとともに、一部字句の修正や文言の整理および一部表現につき他の条文との統一を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式<br/>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して<u>臨時に基準日を定めることができる。</u></p>                                                                             | <p>第2章 株 式<br/>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む</u>）に記載された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項ならびに本定款に定めのあるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む</u>）に記載された株主（<u>実質株主を含む</u>）又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主をもって、その権利を行使すべき者とする。</p> |
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む</u>）及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、届出の受理、<u>実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、</u>その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>                                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                  | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理、<u>実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理</u>、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |
| <p>第3章 株主総会<br/>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>                | <p>第3章 株主総会<br/>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>                                                                        |
| <p>第5章 監査役<br/>(監査役の数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は<u>3名以内</u>とする。</p>                                                                                           | <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は<u>3名以上</u>とする。</p>                                                                                                                 |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>                         | <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>                                                                                           |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                             | <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u><br/><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>         |

| 現 行 定 款                                                                                             | 変 更 定 款 案                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                               | (監査役会の決議方法)<br>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。                                                              |
| (新 設)                                                                                               | (監査役会の議事録)<br>第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。                                          |
| (新 設)                                                                                               | (監査役会規程)<br>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。                                                         |
| (報 酬)<br>第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。                                                                | (報 酬)<br>第34条 (現行どおり)                                                                                                 |
| 第6章 計 算<br>(営業年度及び決算期)<br>第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。                      | 第6章 計 算<br>(営業年度及び決算期)<br>第35条 (現行どおり)                                                                                |
| (利益配当金)<br>第32条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に対して支払う。               | (利益配当金)<br>第36条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に対して支払う。             |
| (配当金の除斥期間)<br>第33条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br><br>(新 設)          | (配当金の除斥期間)<br>第37条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br>2. 前項の未払配当金には利息をつけないものとする。           |
| (中間配当)<br>第34条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し中間配当を行うことができる。 | (中間配当)<br>第38条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載された株主(実質株主を含む)又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し中間配当を行うことができる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                            | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>転換社債の転換の時期と配当金</u>)</p> <p><u>第35条</u> 当社が発行する転換社債の転換により発行された株式およびこれにより生じた端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> | <p>(<u>転換社債の転換の時期と配当金</u>)</p> <p><u>第39条</u> 当社が発行する転換社債の転換により発行された株式及びこれにより生じた端株に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

当社は、平成13年4月1日から始まる第9期営業年度から、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の適用を受けることになり、監査役の員数が3名以上必要となりましたので、現在2名のところ、1名増員し、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、相馬健夫氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める、社外監査役の候補者であります。

| 氏名<br>(生年月日)<br>住所                          | 主たる職業                         | 略歴                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式の<br>種類および数<br>(無額面普通株式) |
|---------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 相馬健夫<br>(昭和9年7月20日)<br>松戸市小金444-<br>53-B504 | 株式会社<br>ネット<br>ラーニング<br>常勤監査役 | 昭和32年4月<br>株式会社日本勧業銀行入行<br>(現株式会社第一勧業銀行)<br>昭和56年7月<br>カナダ第一勧業銀行頭取<br>昭和60年11月<br>DKBインターナショナル社長<br>平成2年6月<br>株式会社オリエントコーポレ<br>ーション<br>専務取締役国際事業部長<br>平成5年7月<br>オリコ生命保険株式会社副社<br>長<br>平成9年7月<br>同社常勤監査役<br>平成12年6月<br>株式会社ネットラーニング常<br>勤監査役(現任) | —                                    |

(注) 候補者と当社との間に利害関係はありません。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社は、平成13年4月1日から始まる第9期営業年度から、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による会計監査人の監査適用会社となりますので、同法第3条に基づき会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

監査法人の名称：監査法人トーマツ

事務所の所在地：

主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号  
MS芝浦ビル

その他の事務所

(国内) 大阪、名古屋、福岡、札幌、盛岡、仙台、新潟、大宮、千葉、横浜、北陸(金沢)、長野、静岡、岐阜、京都、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、高松、松山、熊本、大分、鹿児島、那覇

(海外) Deloitte Touche Tohmatsu  
駐在員派遣39都市

沿革：

昭和43年5月 設立

平成2年2月 国際会計事務所組織であるデロイト  
トウシュ トーマツの設立に主要構成  
事務所として参加

構成人員(平成13年3月31日現在)：2,348名

社員(公認会計士) 330

参与 20

職員(公認会計士) 912

(会計士補) 606

(コンサルタント) 244

(事務職) 236

〈海外駐在員を含む〉

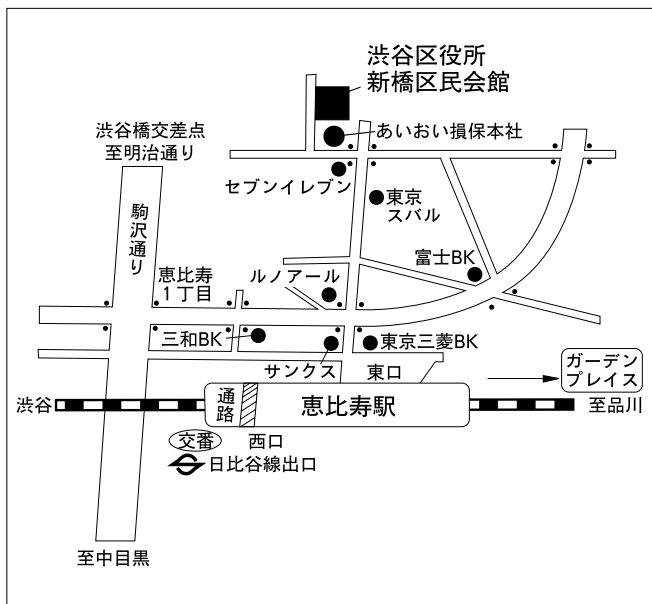
---

2,348名

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿1丁目27番10号  
渋谷区役所 新橋区民会館 4F 大会場  
T E L (03) 3444-0461



交通のご案内 ●J R 山手線 恵比寿駅下車徒歩10分  
(電車) ●地下鉄 日比谷線 恵比寿駅下車徒歩15分

※平成13年2月27日に開催した臨時株主総会の会場とは異っております。お間違えのないよう、宜しくお願いいたします。

※駐車場はご用意いたしておりませんので、交通は公共機関をご利用下さい。